

## 「共育支援メニュー」登録要領

### (目的)

第1条 この要領は、和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する出前授業や見学受け入れ等の活動を共育支援メニュー（以下「メニュー」という。）として登録を行う場合の基準及び手続きを定め、その事務の適性な処理を図ることを目的とする。

### (メニューの登録)

第2条 この要領の規定に基づき実施するメニューは、次に掲げる団体等が行う出前授業や見学受け入れ等の活動（以下「連携授業」という。）とする。

- (1) 県機関（県庁各課及び県立施設）
  - (2) 国、独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人
  - (3) 地方公共団体、地方独立行政法人、公立大学法人及び地方公社
  - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者
  - (5) 企業（支社等の単位によるものを含む。）
  - (6) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、地域等において生涯学習に係る活動及び支援を行っている団体及び個人
- 2 前項各号に掲げる団体等が、この要領に基づきメニューの提供をしようとするときは、あらかじめ教育長に申請して、当該メニューの名称、内容、対象等について登録を受けなければならない。
- 3 前項の規定による申請は、登録票（様式第1号）を教育長に提出することにより行うものとする。
- 4 第1項第5号又は第7号に掲げる団体等が第2項の規定による申請を行うときは、前項の登録票に誓約書（様式第2号）を添付して当該申請を行わなければならない。
- 5 教育長は、必要があると認めるときは、メニューを実施する団体等の規約、役員名簿、活動実績等の資料の提出を求めることができる。
- 6 前項に規定する資料の提出がない場合は、教育長は当該メニューの登録をしないことができる。
- 7 教育長は、第2項の規定による申請があったとき、申請内容を審査し、その結果を当該申請を行った団体等に通知するものとする。
- 8 教育長は、審査の結果、登録することを決定したときは、速やかに申請されたメニューを登録するとともに、教育委員会ホームページに当該メニューの情報を掲載するものとする。
- 9 前項の規定による登録を受けた団体等（以下「支援者」という。）は、登録した内容に変更が生じたときは、登録票に変更事項を記入し、教育長に届け出なければならない。

### (登録の基準)

第3条 前条第8項の規定によるメニューの登録は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。

- (1) 学校や地域における教育活動を支援する内容として適切であること。
- (2) 原則として県域での支援が可能なものであること。
- (3) 学校や地域の負担経費が適切であること。
- (4) 営利を目的とするものでないこと。
- (5) 特定の政治団体の政治活動に関するものでないこと。
- (6) 特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと。
- (7) 特定の団体の活動に勧誘するものでないこと。
- (8) 公共の福祉に反するものでないこと。

(9) その他法令、規則等に違反するものでないこと。

- 2 個人登録の場合は、前項第1号に規定する「支援する内容として適切であること」には、登録申請以前に複数回の学校や地域における支援の実績があることを含むものとする。
- 3 第1項第4号に規定する「営利を目的とするもの」には、当該メニューを通じて特定の物品の購入を勧誘することを含むものとする。
- 4 支援者は、自己若しくは自社又自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 第1号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者
  - (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体

(登録の取消)

- 第4条 教育長は、支援者が前条第1項各号の基準を満たすことができなくなった場合、支援者が前条第4項各号に掲げる団体であることが判明した場合又は支援者から「共育支援メニュー」登録辞退届（様式第3号）が提出された場合は、登録を取り消すことができる。
- 2 教育長は、登録団体等の信用失墜行為があったと認めた場合は、登録を取り消すことができる。

(メニューの提供)

- 第5条 メニューは、学校、地域、社会教育団体等（以下「依頼主」という。）からの依頼に基づき、支援者が提供をするものとする。
- 2 支援者は、依頼があったときは、速やかに依頼内容についてその可否を決定し、教育委員会に口頭で通知するものとする。
  - 3 支援者は、連携授業において、メニュー等の提供を行うこととなった場合は、依頼主と綿密な調整を行った上で、連携授業を実施するものとする。
  - 4 連携授業は、依頼主の責任において実施するものとし、教育長は連携授業について一切その責めを負わないものとする。

(その他)

- 第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年 5月24日から施行する。